

教 育 委 員 会 訓 令 番 号	教育委員会訓令名	公布年月日
教 育 委 員 会 訓 令 第 1 号	さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 訓 令 第 2 号	さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	令和5年5月1日

さいたま市教育委員会訓令第1号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(適用除外) 第32条 第5条、第10条、第14条から第25条まで、第28条及び第29条の規定は、非常勤講師（ <u>地方公務員法第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にこれを適用しない。	(適用除外) 第32条 第5条、第10条、第14条から第25条まで、第28条及び第29条の規定は、非常勤講師（ <u>地方公務員法第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にこれを適用しない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会訓令第2号

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 [略] 2～3 [略] 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、 <u>職員の柔軟な働き方に資するものとして</u> 、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。	(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 [略] 2～3 [略] 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、 <u>育児、介護、障害又は業務上の都合により早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児若しくは介護を行うためのものとして、若しくは当該職員の障害の特性等に応じて、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）</u> を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。